

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年2月13日 福島地方法務局相馬支局 登記官 飯沼勝幸

記

	手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
1	第3801-2024-0012号	相馬市山上字才ノ神沢110番